

現在、国の定める中心市街地の法律上の要件は、「小売商業者の相当数の集積」と「都



稿

人口減少社会と 地方都市の活力再生

9

市機能の相当数の集積」の2点と定義されており、国の助成対象となる「認定基本計画」を策定する自治体は、この2点の要件に照らし、中心市街地となるべき区域を決定している。既に全国700市区町村を超える基本計画が作成されているが、その区域の範囲は半径500m四方と定める自治体もあれば、8km四方と定めるところもあり、自治体の捉え方

もまちまちで、その区域と現実の姿（実態）の乖離も激しく、極めて不整合な場合も散見される。また計画目標や指針（方向性）も相加的であり、いったいどの施策に焦点を当てて重点的に投資すべきか筆者には見えてこない。

一方で現行法に定める国の支援のあり方も、1kmに何万人単位で人口を擁する大都市の自治体から、人口

3千人にも満たない地方中山間地の閑村に至るまで同じ内容の補助を得る、という定率配分方式となっている。従って、国はそれぞれ異なる環境・地域である事を前提とした配分の基準策定を再設定したうえで、支援の必要性レベルからの検証を図るべきではないかと筆者は考える。

とりわけ、「中心市街地活性化法」については、商業の振興を軸として、商業の振興を軸に据えた法律である事から、過度にそれを意識する事で教育・文化等商業施設以外の都市ストックとのバランスを考慮した法律上の補足や強化という点で落ち度が多く、内容が乏しい。

加えて、それに並行して各自治体が認定するTMO（まちづくり機関）についても、現行法では「小売商業の高度化のための機能」とその活動が制限されており、現実にはかなりの距離感を感じるからである。

現在、政令指定都市・中核市・特例市といった地方分権の推進に併せて、国からの都市計画実行に伴う権限移譲も市町村に対し順次実行されつつあるが、それについても筆者は諸手をあげて賛成という訳にいかない。

何となれば、広域に影響を及ぼすような地方都市のコミュニティ化の推進について言えば、実態として計画の本旨に従って実行されているとは言いがた

それは、都市は生物であり、都市形成というものはその成長過程において極めて生臭く、ドロドロとした利益追求の中でうごめくものであるからである。

清水 秀幸氏（しみず・ひでゆき）1952年長野市生まれ、76年明治大学政経学部政治学科卒、同年守谷商会入社、2006年6月取締役就任。各支店長、営業本部長を経て、退任。13年7月にさくら都市総合研究所を設立し、現在社長。